

公共事業再評価調書

様式1

主管課：農地農村整備課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：吉富地区 畑地帯総合整備事業(担い手支援型)						
	事業種別：土地改良事業		事業主体：沖縄県		当初事業期間：H20～H29		
	事業箇所：南城市		根拠法令：土地改良法		事業期間：H20～H32		
	総事業費(百万円) 1,586		費用内訳：補助 75/100		事業量：畑かん施設一式、貯水池2基、農道300m		
本地区は南城市(旧知念村)の西部に位置し、S60～H6にかけて実施した土地改良総合整備事業、構造改善事業により整備された農地を主体とする受益面積25.2haの地区である。本地区での農業生産は、サトウキビから高収益作物の野菜への転換が進展し、ハウスの導入も多くなっている。農業生産の阻害要因は、農業用水を必要とする時期に安定的な水量の確保が困難なことである。よって本事業により貯水池整備を含めた畑地かんがい施設を整備し、安定した農業用水を確保を行い、さらなる農業生産性の向上を図るとともに、高収益作物への転換を促し、農業経営に持続的発展を図る。							
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他						
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他 現場条件の変更により、設計の検討見直し等が必要となったため、事業期間が長期間となった。 具体的には、地権者との用地交渉が難航し、一部の貯水池用地確保が困難となった。 そのため、用地面積が減少することとなり、計画貯水量確保のため、貯水池構造等を見直すこととなった。						
4 事業の進捗 状況 (H29.3月時点)	項目	事業費(百万円)	畑かん(ha)	貯水池(基)	農道工(m)	用地取得(m2)	
	計画	1,586	25	2	300	10,920	
	実施済	874	0	1	0	10,920	
	率	55.1%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	
5 事業効果の 評価指標 (評価期間:53年) (基準年:H29) (単位:百万円)	①作物生産効果		739	①事業費		1,562	
	②品質向上効果		7	②その他費用(関連事業費等)		-50	
	③営農経費節減効果		723	③総費用(①+②)		1,512	
	④営農に係る走行経費節減効果		172	・総費用＝事業費＋その他費用(関連事業費＋再整備費－評価終了時の資産価額)			
	⑤維持管理費節減		-28				
	⑥国産農産物安定供給効果		159				
	⑦総便益額(①+②+③+④+⑤+⑥)		1,772				
$\text{総費用総便益比} = \text{総便益額} \div \text{総費用} = 1,772 \div 1,512 = 1.17$ 費用負担割合(国75%、県14.5%、地元10.5%)							
6 事業を巡る状況の変化	①社会・経済：南城市は、基幹作物であるさとうきびのほか、近年はオクラ、マンゴー、インゲン等について、沖縄県農林水産戦略作目拠点産地認定を受けるなど、都市農業地域として産地形成に取り組んできている。 ②地元・自治体：本市は灌漑施設を利用した農業経営が盛んとなってきており、安定した水源の確保が必要となっている。 ③利害関係者：受益者と地元管理主体との調整を図りながら事業を進めてきている。						
7 事業の必要性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 本地区は区画整備の完了により、農業の機械化に伴う農業生産性の向上、サトウキビに変わる収益の高い野菜や花き等への転換が進展し、施設栽培の導入も多くなっている。 そのため、本地区への農業用水の安定供給を図る必要がある。 ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) 既に施設用地の取得を行っており、平成30年度以降は主として畑地かんがい施設整備を行う予定であり、現計画の推進を図ることで平成32年度に完了できる見込である。 ③事業効果の発現状況 既に水源となる貯水池1基については完成し、他1基についても平成30年度で完成予定であり、併せて畑地かんがい施設も平成30年度より着工し、工事完了後、施設供用が開始され本地区への農業用水の安定供給が図られる見込である						
8 今後の対応・見通し	①事業計画等：今後の事業課題は特になく、平成30年度より畑地かんがい施設整備に着手し、地元合意形成を密に図ることで平成32年度までに完了予定。 ②対住民関係：地元説明会等を開催し、合意形成を図っているところ。 ③執行体制等：現在の組織体制で執行可能である。						
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止						